

自治基本条例の制定に向けた意見書

平成19年6月

上富良野町自治基本条例づくり検討会議

1. 検討会議からのことば

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体は対等協力の関係となり、本格的な地方分権時代を迎えました。そういった時代の流れの中で、自己決定と自己責任によるまちづくりを我がまち上富良野町も求められています。

今回、我々「自治基本条例づくり検討会議」のメンバー6名は平成18年11月より6ヶ月の期間に15回もの会議を開催し、話し合ってきました。

まず、会議の内容は、我がまちの現状と抱える問題、このまちの何を残し、何を变えていくのか、教育・医療の問題、これからの展望等、身近な話題からはじめました。

既存の具体的な例（かみん・見晴台・ゴミ袋等）を挙げながら、まちづくりのルールが必要ではないかとの仮説をたて、段階的に自治基本条例へと話を進めていきました。

自治基本条例とは何か？、我がまちに必要か？、必要であればどのような条例が良いのか？、「自治基本条例」を手がけている他自治体の調査・研究から始まり、我がまちに置き換えて考察を重ねました。これからのまちづくりをしていく上で「自治基本条例」を『よってたつべき基本理念』という捉え方をし、まちづくりの基本ルールと考えました。

議論していく上で幾つかの重要な意見があったので、ここに記します。

ニセコ型とフラノ型（総合型と情報・協働先行型）の二つの意見
役場の情報は町民の情報・・・情報開示の徹底
町民に対しての「基本条例」の「周知徹底」(PR)
守り育てていく条例なので、常にチェックが必要
町民のスキルアップのための学習機会の提供
町職員や議会議員の資質の向上
行政と町民との自治基本条例に対する距離感(温度差)を認識

条例はつくるだけではなく、実効性をもたせるため、行政や町民の意識を変えていくためにも時間が必要だと思います。よしんばこの条例が施行されても、戦後から今までの60数年間もの長い時間、行政サービスということで役場が担ってきたサービスを、「協働」の名のもと、すぐには町民のもとへ帰ることはあり得ないと思います。手間をかけ、時間をかけて、少しずつ少しずつ町民のものにしていく努力が必要だと感じます。

また、上記にも示したとおり、なんと言っても、町民のスキルアップの向上は、この自治基本条例というルールに乗っ取ったまちづくりをしていく上で必要不可欠だと思います。

行政と、そして町民の果たす役割はこれからますます重要になっていくようになります。この条例の検討がきっかけとなり、町と町民が一体となって、「住んでいて良かったまち」から「住み続けたいまち」を築いていくため、常に研鑽し、努力していく必要があります。

2. 検討会議の経過

会議名	開催月日	会 場	主 な 議 題
第1回会議	H18年 11月29日	役場審議室	・役員の選出 ・会議運営のしかた ・他市町村の自治基本条例について
第2回会議	12月11日	役場審議室	・参考文献を活用しての基本条例の研究について
第3回会議	H19年 1月10日	役場審議室	・富良野市職員との意見交換に向けて
第4回会議	1月23日	役場審議室	・富良野市情報共有と市民参加のルール条例について、市担当職員との意見交換
第5回会議	2月 2日	役場審議室	・まちづくりの現状、課題と改善手法について
第6回会議	2月16日	喫茶モナミ	・まちづくりの現状、課題と改善手法について
第7回会議	3月 7日	役場審議室	・行政情報の提供手法と情報共有について 総務課担当職員との意見交換
第8回会議	3月19日	役場審議室	・自治基本条例研究プロジェクト報告書の研究経過 内容について、プロジェクト員との意見交換
第9回会議	4月11日	役場審議室	・上富良野町まちづくり自治基本条例(原案)の構造 について、プロジェクト員との意見交換
第10回会議	4月18日	役場審議室	・上富良野町自治基本条例(原案)について(その1)
第11回会議	4月23日	役場審議室	・上富良野町自治基本条例(原案)について(その2)
第12回会議	5月 9日	役場第3会議室	・上富良野町自治基本条例(原案)について(その3)
第13回会議	5月16日	役場審議室	・上富良野町自治基本条例(原案)について(その4)
第14回会議	6月 7日	役場審議室	・上富良野町自治基本条例(原案)全体の検討意見の まとめについて
第15回会議	6月22日	役場審議室	・答申(意見書)最終まとめについて

H19年2月7日 富良野市まちづくり職員セミナーに参加。札幌大学・福士教授の講演を聴講

H19年6月29日 町長への答申及び意見交換

3. 調査研究の内容

本会議設置要綱の所掌事項には、「町民の手づくりによる自治基本条例の制定に向け、調査研究し、自治基本条例の素案を答申する」とあり、まずは自治基本条例について、会議メンバーが共通認識を持ち、その上で条例内容の研究を進めていくことが大切であると確認してきました。

このことから、町職員による「自治基本条例研究プロジェクト」が作り上げた、条例原案(議論のたたき台)を会議当初から活用することは、その条例ありきの論議になってしまうため、委員が認識を深めた後に活用することとしてきました。

事務局から提供された先進事例などの参考資料をもとに研究を進め、基本条例やまちづくりに対する考え方を出し合い、条例の必要性などについて論議してきました。

- ・まちづくりに関する基本条例が制定検討されている道内自治体の動向資料
- ・道町村会発行フロンティア180に掲載された自治基本条例などの資料
- ・ニセコ町まちづくり基本条例（H13.4月施行、H17.12月一部改正）
- ・札幌市自治基本条例（H19.4月施行）
- ・富良野市情報共有と市民参加のルール条例（H17.7月施行）
- ・北海道行政基本条例（H14.10月施行）
- ・帯広市まちづくり基本条例（H19.4月施行予定）

基本条例といわれるものには、いろいろなタイプがあることから、先進自治体の取組みを研究するため、身近な富良野市職員から説明を受け意見交換を行いました。

第4回会議 1月23日「富良野市情報共有と市民参加のルール条例について」

講師：富良野市総務部企画振興課 佐竹広聴広報係長、西野企画振興係長

合わせて、富良野市まちづくり職員セミナーに参加し、札幌大学の福土教授の講演を拝聴しました。

まちづくりの基本要素として、情報の共有化が大切であることから、町の情報担当者から、行政情報の提供手法について説明を受け意見交換を行うとともに、情報提供のあり方について論議しました。

行政・町民・議会が情報の共有化を図り、それぞれの責務を果たしながらまちづくりを進めていく上には、基本条例づくりは必要との共通認識を深めてきました。(条例のタイプや制定過程は多様にあり論議が必要)

どのような基本条例の内容が良いのか、自治基本条例研究プロジェクトに携わった職員から話を聞きながら意見交換を進めました。(第8回、第9回)

第10回以降は、研究プロジェクトが作成した条例原案について論議を行い、検討会議(町民の視点)として意見を出してきました。

4. 自治基本条例づくりに向けた意見

自治基本条例とは何か、なぜ必要なのかなど、基本的な部分から論議を進めてきましたが、先進事例を研究し、委員それぞれが意見を出し合う中、まちづくりを進めていく上で、基本条例の大切さや重みを感じてきました。

基本条例は、守り育てる条例といわれています。そこには、条例の制定過程により多くの町民が関わり、意義を共有化し、まちづくりを地域全体でつくっていくための条例としていくことが大切と考えます。

検討会議で論議された委員の意見は、町民の目線による意見です。今後、条例づくりを進めていくにあたり、参考としていただくよう主な意見を整理しました。

《条例づくりに対する意見》

- ・自治基本条例をつくる必要性を分かりやすく説明していく。(町民から見て条例をつくる必要性、この時期に条例をつくる必要性、全てを網羅した基本条例をつくる必要性など)
- ・町の憲法といわれている条例であり、町の特色や将来のイメージを位置付けし、まちづくりを進めていくために町民が共有できるものにする。
- ・まちづくりを進めていくための参加手続や仕組みを共有化していく。(町民に分かりやすい資料づくり、分かりやすい言葉による説明など)
- ・富良野市の情報共有と参加条例のように、仕組みを積み重ねていくことも条例づくりの手法である。(3年程度でステップアップしていくなど)
- ・町民に身近なこと(情報共有と参加)から条例化を進めることも手法である。
- ・職員の行政手続に対する意識改革が大切である。
- ・町民の関心や意識を育みながらの条例づくりが大切である。(十分論議が出来る時間を費やすこと、職員の条例素案作りには1年半を費やしている)
- ・条例を動かすためには、行政情報が住民に伝わる必要で、情報の取扱いが大切である。
- ・自治基本条例づくりと総合計画づくりは、まちづくりにとって大切なものであり、町民の意見を十分に吸い上げて作成していくことが必要である。(町民の意見を広く聞くには工夫が必要)

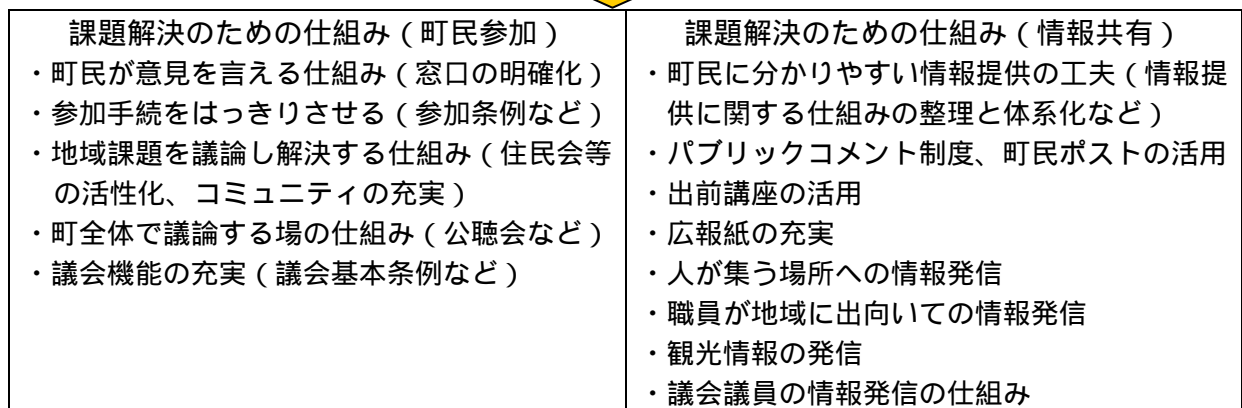
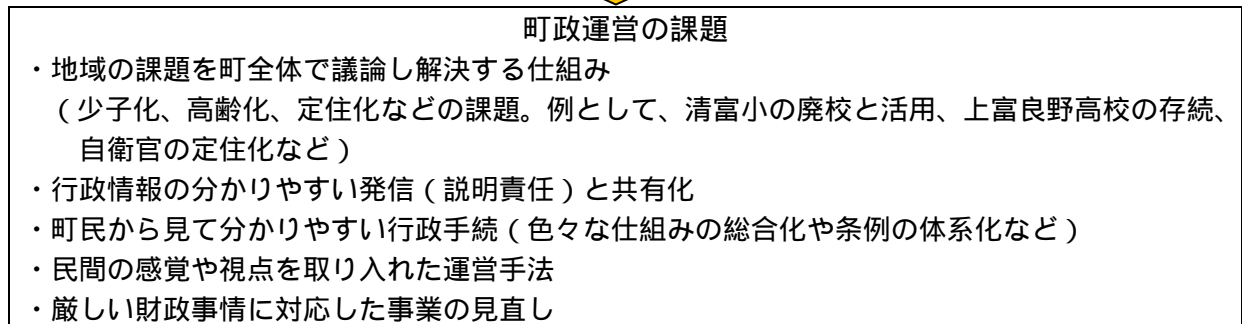
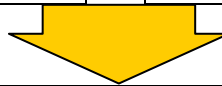
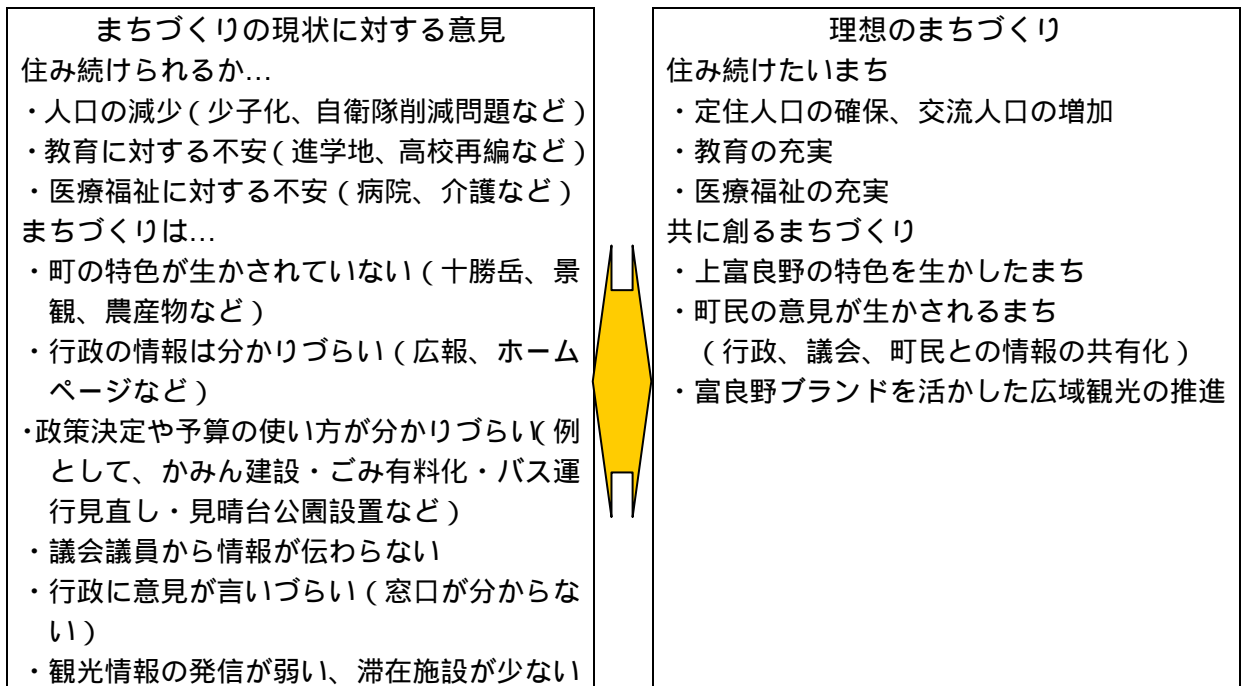
《自治基本条例に関する意見》

- ・行政、町民、議会の責務と役割が明確化となる。
- ・条例づくりは、町民が行政に対する関心を高め、まちづくりに参加する意識を醸成する機会。
- ・首長の交代で左右されないまちづくりのルールとなる。
- ・情報共有が推進され、町民参加の仕組みが整う。
- ・職員の意識改革が進む。(施策や事務の説明責任、業務の効率化など)

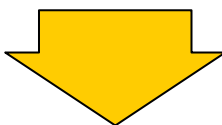
《まちづくりなどへの意見》

- ・まちづくりを進めるには、人材を育むことが大切。(町民の学習機会づくり、子供向け出前講座など)
- ・広告収入を増やす努力。(行政側の営業、封筒などへの広告)
- ・議会の公開。(土日や夜間の開催、インターネットを活用した公開など)
- ・定住化につながる観光の推進、イベントの充実。
- ・広報紙の工夫。(縦書き横書きの見直し、見出しページづくりなど)
- ・町民ポストの工夫。(スーパーやコンビニへの設置、目立つ箱作りなど)
- ・職員一人ひとりが広報マンとなり、色々な制度を説明し広めていく。

自治基本条例づくり検討会議で論議された意見の概要



町民・行政・議会が
共にまちづくりを進めるために



まちづくりの基本ルールを定めた自治基本条例づくり

5. 上富良野町自治基本条例(原案)に対する意見について (別添)

6. その他資料

上富良野町自治基本条例づくり検討会議 委員名簿

(平成18年11月29日委嘱現在)

	氏 名	備 考
商工 関係	岡 本 康 裕	(行財政改革推進町民会議委員)
	渡 辺 雄 介	(商工会青年部所属)
農業 関係	大 内 和 行	(元青少年団体協議会長)
	瀬 川 英 樹	(行財政改革推進町民会議委員)
女性	板 垣 貴 子	(前上富良野中学校PTA会長)
	大 石 理香子	(会社員)

上富良野町自治基本条例づくり検討会議設置要綱

(平成18年10月27日決定)

第1 設置

上富良野町民による上富良野町におけるまちづくりの基本となる自治基本条例の素案を作成するため、上富良野町自治基本条例づくり検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

第2 所掌事項

検討会議は、町民の手づくりによる自治基本条例の制定に向け、調査研究し、自治基本条例の素案を町長へ答申するものとする。

第3 組織・構成

- (1) 検討会議の委員は、上富良野町民の中から町長が委嘱する。
- (2) 委員の構成は、4人以上7人以内とする。
- (3) 委員の任期は、自治基本条例の素案を答申するまでの期間とする。
- (4) 検討会議には、代表及び副代表を置く。
- (5) 代表及び副代表は、委員の互選により選出する。
- (6) 代表は検討会議を代表し、検討会議を掌理する。
- (7) 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは代表の職務を代理する。
- (8) 検討会議は、必要に応じて部会を構成することができる。

第4 運営

- (1) 検討会議は代表が召集し、会議を主宰する。
- (2) 代表が必要と認めるときは委員以外の者を検討会議に出席を求め、意見を聞くことができる。
- (3) 部会は代表の許可を得て、部会長が召集し、部会を主宰する。

第5 庶務

検討会議の庶務は、総務課が行う。

第6 補則

- (1) 上富良野町は、予算の範囲内において検討会議委員及び検討会議(研修会を含む。)に出席を求めた者に対して謝礼金を支払うことができる。
- (2) この要綱に定めるほか、検討会議の運営に関して必要な事項は検討会議で定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2項に規定する町長へ答申する日をもって廃止する。